

課外活動公認団体の結成と継続に係る基準

1 課外活動公認団体（以下、「公認団体」）とは、本学の公認を目的として結成された団体であり、かつ、次の各号を満たした団体のことをいう。

(1)本学の教育目的に沿うものであること。

(2)課外活動を目的として組織されるものであること。

(3)特定の政党を支持したり、これに反対するための政治活動や特定の宗教のための宗教活動を行ったりしない団体であること。

(4)構成員は以下のとおりであること。

ア 本学の複数の学年・複数の学部学生 10 名以上で構成されていること。なお、大学院生、非正規生（科目等履修生、研究生、特別聴講学生）及び短期留学生は構成員数に含めてはならないが、団体活動に参加することを妨げない。

イ 留学、休学、停学中の者は、その期間構成員には含めない。

(5)本学の専任教員が顧問教員として、団体の運営、指導を行っていること。

(6)団体規約が制定されていること。

(7)主将・主務・その他の役員とその任務を明確にし、個々の責任体制を明らかにすること。

(8)1 年以上の活動実績があること。

（新規公認申請）

2 団体を結成してから 1 年以上の活動実績がある場合、公認団体への申請ができる。申請を希望する場合は、必要な書類を作成し、学生支援・就職課に届け出るものとする。

3 公認申請があった場合は、課外活動支援部門会議において、公認の可否を審議する。

（継続申請）

4 公認団体が活動の継続を希望する場合は、必要な書類を作成し、学生支援・就職課に届け出るものとする。

5 期限までに必要書類を届け出ない団体は、公認を取り消すものとする。

(休部) (廃部)

6 休部を希望する団体は「休部届」を学生支援・就職課に届け出るものとする。休部は2年間まで認めることとし、3年目に再開できない場合は廃部とする。

7 廃部を希望する団体は「廃部届」を学生支援・就職課に届け出るものとする。

(変更)

8 公認団体は、提出している届出内容に変更が生じたとき、その都度、学生支援・就職課に訂正の書類を届け出るものとする。

9 公認団体が活動内容を変更する場合は、学生支援・就職課にその変更内容について届け出るものとする。この場合、課外活動支援部門会議において、公認の継続について審議する。

(活動)

10 運動施設や部室及びサークル棟等での活動は、原則として午後9時までとする。なお、事前に「活動時間延長願」を学生支援・就職課に提出し、学生支援・就職課の決裁を受けた場合は、ミーティングや後片付けなどの活動に限り、午後10時までの活動を認める。

11 大会へ参加する場合や合宿等を行う際には、1週間前までに「課外活動実施・参加計画書」(または「遠征届」)を学生支援・就職課に提出するものとする。臨時駐車許可が必要な場合には、併せて「臨時駐車許可願」を提出すること。また、上記実施後には、「課外活動実施・参加報告書」により学生支援・就職課に提出すること。

12 合宿所及び大学会館を使用する場合は、それぞれ事前に「使用願」を学生支援・就職課に提出すること。

(処分)

13 学生が公認団体活動を行ううえで次の各号に該当したときは、課外活動支援部門会議において審議し、公認団体に対する処分等を決定するものとする。公認団体は、決定された処分等に従わなければならない。

(1)公認団体の活動の中で、飲酒の強制や20歳未満の飲酒及び喫煙が認められたとき。

(2)構成員が公認団体の活動中に、暴力行為、詐欺行為、危険行為、その他刑法等法を犯す行為を行ったとき。

- (3)構成員が公認団体の活動中に、社会通念上、他者に対して迷惑行為を行ったとき。
- (4)構成員が公認団体の活動中に、大学施設（教室、体育施設、部室、サークル棟など）の使用規則に反し、不当な使用を行ったとき。
- (5)その他、構成員が公認団体として適当でないと認められる行為を行ったとき。

令和2年3月2日 課外活動支援部門会議 制定

令和3年2月22日 改正